

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 7月28日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

飯塚集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年7月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

4 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
認定農業者	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落内外の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、営農していく。
- ・個々の農家の赤字経営からの脱却に向けて、集落営農を推進していく。
- ・圃場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・エコ肥料の施用により環境にやさしい営農活動を推進していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や機械の共同利用を図っていく。